

秋田県公報

目次

告示

生活保護法による介護機関の指定(一一九・福祉政策課).....	1
生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(一二〇・福祉政策課).....	2
救急病院の認定(一二一・医務薬事課).....	3
結核予防法による医療機関の指定(一二二・大曲保健所).....	4
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(一二三・大曲保健所).....	4
地籍調査の成果の認証(一二四・農山村振興課).....	4
既存の大規模小売店舗の変更に関する届出(一二五・商工業振興課).....	5
平成十六年度屋外広告物に関する講習会の実施(一二六・都市計画課).....	6

告示

道路区域の変更(一二七・道路環境課).....	6
道路区域の変更及び供用開始(一二八・道路環境課).....	7
道路の供用開始(一二九・道路環境課).....	7
道路区域の変更及び供用開始(一三〇・道路環境課).....	8
道路の供用開始(一三一、一三二・道路環境課).....	8
開発行為に関する工事の完了(一三三・平鹿地域振興局建設部).....	8
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課).....	9
県営土地改良事業計画の決定(秋田地域振興局農林部).....	9
県営土地改良事業計画の決定(由利地域振興局農林部)三件.....	9

秋田県告示第百十九号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、
 介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条
 の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十七年二月十日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
グループホーム仙北ふくし苑	有限会社仙北福祉開発 代表取締役	仙北郡仙北町堀見内字六沢十六番地	痴呆対応型共同生活介護	平成十七年一月十日
田沢湖町歯科診療所	田沢湖町長	仙北郡田沢湖町生保内字浮世坂十七番地一	居宅療養管理指導	平成十五年六月一日
有限会社至誠堂薬局	有限会社至誠堂薬局 取締役	雄勝郡雄勝町小野字東堺八十七番地三	居宅療養管理指導	平成十四年一月二十一日
有限会社至誠堂薬局稲川支店	有限会社至誠堂薬局 取締役	雄勝郡稲川町三梨字下宿五十九番地一	居宅療養管理指導	平成十二年十二月二十日

秋田県告示第百二十号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出

があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
 平成十七年二月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

介護友愛センター	医療法人恵愛会鹿角中央病院訪問看護ステーション	有限会社至誠堂薬局稲川支店	有限会社至誠堂薬局	田沢湖町歯科診療所	名 称
秋田県保険鍼灸マッサージ協同組合 代表理事	医療法人恵愛会 理事長	有限会社至誠堂薬局 取締役	有限会社至誠堂薬局 取締役	田沢湖町長	開設者氏名又は名称
南秋田郡五城目町字上町二百四十五番地	鹿角市花輪字扇の間七番地一	雄勝郡稲川町三梨字下宿八番地二	雄勝郡雄勝町小野字東古戸二番地	仙北郡田沢湖町生保内字水尻五十三番地の一	所 在 地
居宅介護支援事業	訪問看護	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	サービスの種類
平成十六年十二月三十一日	平成十四年一月三十一日	平成十二年十二月十九日	平成十四年一月二十日	平成十五年六月一日	廃止年月日

ライフサービス	J A秋田ふるさとケアプランセンター	デイサービスセンターなんがい	もりやま歯科医院	名 称
有限会社ライフサービス 代表取締役	秋田ふるさと農業協同組合 代表理事組合長	南外村長	森 山 広 之	開設者氏名又は名称
南秋田郡五城目町東磯ノ目二丁目六番地十	平鹿郡平鹿町醍醐字道中後二十八番一号	仙北郡南外村字松木田百十九番地外	男鹿市脇本富永字野田十二番地二	所 在 地
居宅介護支援事業	居宅介護支援事業	通所介護	居宅療養管理指導	サービスの種類
平成十七年一月一日	平成十七年一月一日	平成十六年五月一日	平成十五年九月一日	廃止年月日

秋田県告示第百二十一号
 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年二月十日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	認定の有効期限
鹿角組合総合病院	鹿角市花輪字八正寺十三番地	平成二十年一月三十一日
秋田労災病院	大館市軽井沢字下岱三十	平成二十年一月三十一日
大館市立総合病院	大館市豊町三番一号	平成二十年一月三十一日
比内町立扇田病院	北秋田郡比内町扇田字本道端七番地一	平成二十年一月三十一日
公立米内沢総合病院	北秋田郡森吉町米内沢字林の腰三	平成二十年一月三十一日
北秋中央病院	北秋田郡鷹巣町花園町十番五号	平成二十年一月三十一日
山本組合総合病院	能代市落合字上前田地内	平成二十年一月三十一日
能代山本医師会病院	能代市松山字新田沢百五番地十一号	平成二十年一月三十一日
秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼四十四番一	平成二十年一月三十一日

秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町六番十号	平成二十年一月三十一日
市立秋田総合病院	秋田市市川元松丘町四番三十号	平成二十年一月三十一日
男鹿みなと市民病院	男鹿市船川港船川字海岸通り一 号八番地六	平成二十年一月三十一日
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢二百二十二番地一	平成二十年一月三十一日
湖東総合病院	南秋田郡八郎潟町川崎字員保三十七	平成二十年一月三十一日
中通総合病院	秋田市南通みその町三番十五号	平成二十年一月三十一日
秋田県成人病医療センター	秋田市千秋久保田町六番十七号	平成二十年一月三十一日
佐藤病院	本荘市出戸町字小人町百十七番地三	平成二十年一月三十一日
公立角館総合病院	仙北郡角館町岩瀬字上野十八番地	平成二十年一月三十一日
仙北組合総合病院	大曲市通町一番三十号	平成二十年一月三十一日
大曲中通病院	大曲市上栄町四番三号	平成二十年一月三十一日

公立横手病院	横手市根岸町五番三十一号	平成二十年一月三十一日
平鹿総合病院	横手市駅前町一番三十号	平成二十年一月三十一日
町立大森病院	平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地二百五	平成二十年一月三十一日
雄勝中央病院	湯沢市表町三丁目三番十五号	平成二十年一月三十一日

秋田県告示第百二十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年二月十日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
たかはし内科循環器科医院	大曲市福住町九番二十三号	平成十七年一月一日

秋田県告示第百二十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年二月十日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
高橋内科医院	大曲市福住町九番二十三号	平成十六年十二月三十一日

秋田県告示第百二十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十七年二月十日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 調査を行った者の名称
大館市
成果の名称
大館市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
大館市大字粕田の一部
- (二) 実施年度及び認証面積
平成十六年度
一・六一平方キロメートル
- (三) 認証年月日
平成十七年二月四日
- (四) 調査を行った者の名称
本荘市
成果の名称
本荘市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
本荘市大字山内の一部
- (五) 実施年度及び認証面積
平成十五年度及び平成十六年度
三・九一平方キロメートル
- (六) 認証年月日
平成十七年二月四日
- (七) 調査を行った者の名称

- (二) 男鹿市
成果の名称
男鹿市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
男鹿市五里合大字中石の一部
実施年度及び認証面積
平成十六年度
〇・五二平方キロメートル
認証年月日
平成十七年二月四日
- (四一) 調査を行った者の名称
藤里町
- (二) 成果の名称
山本郡藤里町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
山本郡藤里町大字粕毛の一部
実施年度及び認証面積
平成十五年度及び平成十六年度
一・一七平方キロメートル
認証年月日
平成十七年二月四日
- (五) 調査を行った者の名称
雄和町
- (二) 成果の名称
河辺郡雄和町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
河辺郡雄和町大字椿川の一部
実施年度及び認証面積
平成十五年度及び平成十六年度
五・四二平方キロメートル
認証年月日
平成十七年二月四日
- (六) 調査を行った者の名称
平鹿町

- (二) 成果の名称
平鹿郡平鹿町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
平鹿郡平鹿町大字浅舞・下鍋倉の各一部
実施年度及び認証面積
平成十五年度及び平成十六年度
一・四六平方キロメートル
認証年月日
平成十七年二月四日
- (五) 平成十七年二月四日

秋田県告示第百二十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十七年二月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社伊徳 代表取締役 伊 藤 碩 彦
大館市清水四丁目四番十五号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
いとく通町店
能代市通町一番地の二
変更しようとする事項
- (三) 小売業を行う者の閉店時刻
株式会社伊徳、有限会社ドラッグとまと、株式会社秋田東急
ア 変更前 午後九時
イ 変更後 午後十一時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
ア 変更前 午前八時四十五分から午後九時十五分まで
イ 変更後 午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

(四) 変更する年月日
平成十七年三月一日

二 届出年月日
平成十七年二月三日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

能代市役所 商工港湾課

(二) 縦覧期間

平成十七年二月十日から同年六月十日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第百二十六号

秋田県屋外広告物条例(昭和四十九年秋田県条例第二十号)第十九条第一項の規定により、次のとおり屋外広告物に関する講習を実施するので、秋田県屋外広告物条例施行規則(昭和四十九年秋田県規則第十五号)第二十一条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十七年二月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 講習の日時及び場所

(一) 日時

第一日 平成十七年三月二十三日(水)午前九時十五分から午後五時まで

第二日 平成十七年三月二十四日(木)午前九時から午後四時四十分まで

(二) 場所

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県議会棟大会議室

二 講習会の内容及び時間

(一) 屋外広告物に関する法令 五時間

(二) 屋外広告物の表示の方法に関する事項 四時間

(三) 屋外広告物の施工に関する事項 三時間

三 受講申込書の交付

(一) 期間

平成十七年二月十日(木)から同年三月十日(木)まで

(二) 場所

鹿角市花輪字六月田一番地

北秋田郡鷹巣町鷹巣字東中岱七十六番地の一

能代市御指南町一番十号

秋田市山王四丁目一番二号

本荘市出戸町字水林三百六十六番地

大曲市上栄町十三番六十二号

横手市旭川一丁目三番四十一号

湯沢市千石町二丁目一番十号

(一) 郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「申込書請求」を朱書し、八十円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

四 受講申込書の受付

(一) 期間及び時間

日曜日、土曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日を含む。)を除き、平成十七年二月十日(木)から同年三月十日(木)までの午前九時から午後五時まで(郵送の場合は、必ず「簡易書留」により郵送し、締切日までの消印があるもの限り受け付ける。)

(二) 場所

(一) 一 二に掲げる場所

五 受講手数料

額 四千元

(二) 納付方法 受講申込みの際、秋田県証紙により納付すること。

六 講習会についての問い合わせ先

建設交通部都市計画課(電話番号 〇一八 八六〇 二四四二)

秋田県告示第百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年二月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	新	旧	三百四十一号			九・五〇〇～三二・〇〇〇	〇・一六一
						九・五〇〇～三八・〇〇〇	〇・一六一

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十七年二月十日から同月二十四日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十七年二月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第百二十八号

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	新	旧	二百八十五号			三二・〇〇〇～一一三・〇〇〇	〇・一一〇
						三二・〇〇〇～三四・〇〇〇	〇・一一〇

二 供用開始の期日 平成十七年二月十日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十七年二月十日から同月二十四日まで

秋田県告示第百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十七年二月十日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路 線 名	区	間
県 道	横手東成瀬線		雄勝郡東成瀬村岩井川字長平二九番四から七一番一地先まで

二 供用開始の期日 平成十七年二月十日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十七年二月十日から同月二十四日まで

秋田県告示第百三十号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		区	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧			
	横手東成瀬線	横手東成瀬線	雄勝郡東成瀬村岩井川字長平七一番一地先から字野頭一八番地先まで	三・六〇〇三・六〇〇	〇・〇〇九
	横手東成瀬線		〃	五・一〇〇五・一〇〇	〇・〇〇九

平成十七年二月十日

秋田県知事 寺田典城

二 供用開始の期日 平成十七年二月十日
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十七年二月十日から同月二十四日まで

秋田県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十七年二月十日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

県道	道路の種類		区	間
	秋田八郎潟線	路線名		
	秋田八郎潟線		秋田市旭川南町二二九番二〇から二二九番六八まで	

二 供用開始の期日 平成十七年二月十日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十七年二月十日から同月二十四日まで

秋田県告示第百三十二号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十七年二月十日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

県道	道路の種類		区	間
	秋田昭和線	路線名		
	秋田昭和線		秋田市仁井田字川久保八番一地先から上北手百崎字内山一一番一地先まで	

二 供用開始の期日 平成十七年二月十日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十七年二月十日から同月二十四日まで

秋田県告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十六年一月二十六日付け指令平建 六百四 四で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年二月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
平鹿郡十文字町十文字新田字海道下七番地
十文字町長 小川 健吉
- 二 開発区域(一工区)に含まれる地域の名称
平鹿郡十文字町十文字新田字上佐吉開三十七番一

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十七年二月十日 秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日
平成十七年二月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人国際空手道連盟極真会館本荘道場
- 三 代表者の氏名
佐藤 俊和
- 四 主たる事務所の所在地
本荘市出戸町字瓦谷地二十九番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、秋田県本荘・由利地区の地域住民に対して、スポーツ振興を通じて地域の青少年の健全育成と、地域住民の健康増進に関する支援事業を行い、以って地域社会の健全発展に寄与することを目的とする。
- 六 定款の変更内容
法人の名称

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、大潟土地改良区から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十七年二月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(秋田北部3地区基幹水利施設補修事業)計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十七年二月十四日から同年三月十一日まで
- 三 縦覧場所 大潟村役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、由利郡西目町西目字前ヶ沢三百十八番地三浦昭夫ほか十六名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十七年二月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(西目地区かんがい排水事業)計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十七年二月十四日から同年三月十一日まで
- 三 縦覧場所 西目町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、東由利町長阿部幸悦から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十七年二月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(六沢地区ため池等整備事業)計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十七年二月十四日から同年三月十一日まで
- 三 縦覧場所 東由利町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、由利郡大内町中田代字後口開五十三番地佐々木権兵衛ほか十四名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十七年二月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(大沢堤第3地区ため池等整備事業)計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十七年二月十四日から同年三月十一日まで

三
縦覧場所
大内町役場

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)
発行 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)876600
FAX(083)876600
E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社

